

ESG 規約

ESG 規約

ESG キックボクシングジムでは会員の皆様に安全で快適に
体力向上をはかって頂く為に下記の事項について、
ご確認させていただいております。

入会資格

未成年者の場合は親権者の同意がある事。
健康状態に異常がない事。医師等から運動を禁止されていない事。
他人に伝染又は感染する恐れのある疾病がない事。
暴力団等の反社会勢力に関係していない事。

会員資格の取得

入会を希望するものは、所定の入会手続きを行い、ジムの承認を得た上で所定の入
会金及び諸費用を納入したときに会員資格を取得する。

会費及び諸費用

いったん納入した会費及び諸経費は返還しない。
会費は毎月 27 日に翌月分を指定口座より自動振替を行う。
会費の請求業務は提携集金代行会社に委託するものとする。
施設の利用が無い場合でも、会費の支払い義務が生じるものとする。
会費の支払いを 3 ヶ月以上滞納した場合は除名する事が出来る。

休会及び退会

休会及び退会を希望する場合は、毎月 5 日までにその旨を申し出ること。翌月末
をもって休会もしくは退会となる。退会の際は、前月の末日までにジム受付で退会届を提出して下さい。
電話、郵送、メール等での退会受付は一切行っておりません。

除名、利用停止

会員は、以下の各項のいずれかに該当した場合は、除名又は利用停止となる。
(1) 本規約、その他ジムの定めた事項に反する行為があったとき。
(2) ジムの名誉、信用を傷つけ、又は運営の秩序を乱したとき。
(3) その他、会員としてふさわしくない言動や行為があったとき。

会員資格の喪失

会員は、以下のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失する。
退会、除名、死亡、資格期間の満了

ESG 規約

ジムは経済情勢などの事由により入会金、会費などの料金を変更することが出来る。

ジムは本規約を必要に応じて改定することが出来る。

またその効力は全ての会員に及ぶものとする。

退会・未納会費について

会員はジムの指定する傷害保険に加入するものとする。

本規約は令和2年4月1日より施行する。

会員は氏名、住所、連絡先及びその他入金申込書記入事項に変更が生じた場合には、

速やかに届け出なければならない。

営業時間及び休館日 ジムの営業時間及び休館日は別途定める。

責任事項 ジムで発生した人的、物的事故について、ジムは一切の責任を負わない。

会員がジム内において自己の責任に帰すべき事由により、ジム又は第三者に損害を与えた場合、会員はその責任を負う。

その他

私は上記事項及び会則の説明を受け確認しました。入会するにあたり、上記規約ならびに会則に同意し、遵守いたします。

令和 年 月 日

本人自著	保護者自著(18歳未満の場合)	続柄